



長野県報

5月27日(月)
平成25年
(2013年)
第2474号

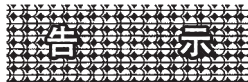
目次

告示

基本測量の実施(建設政策課)	1
基本測量の終了(建設政策課)	1
公共測量の実施(2件)(建設政策課)	1
公共測量の終了(建設政策課)	2

公告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(2件)(県民協働・NPO課)	2
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書の縦覧(経営支援課)	3
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書等の縦覧(経営支援課)	4
県営土地改良事業計画の策定及び縦覧(農地整備課)	5
土地改良区役員の就退任の届出(3件)(農地整備課)	5
水道法に基づく指定給水装置工事事業者の指定(企業局)	6
警備業法に基づく検定の実施(生活安全企画課)	7
一般競争入札(障害者支援課)	8
正誤(ものづくり振興課)	8



長野県告示第301号

国土交通省国土地理院長から、次のとおり測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定による基本測量を実施する旨の通知がありました。

平成25年5月27日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類
基本測量(国土調査に伴う基準点測量)
- 2 作業期間
平成25年6月10日から平成26年2月28日まで
- 3 作業地域
飯田市、駒ヶ根市、東筑摩郡筑北村、下高井郡山ノ内町、上水内郡飯綱町

建設政策課

長野県告示第302号

国土交通省国土地理院長から、次のとおり測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定による基本測量を終了した旨の通知がありました。

平成25年5月27日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類
基本測量(電子国土基本図(地図情報)修正測量)
- 2 作業期間
平成24年5月25日から平成25年3月29日まで
- 3 作業地域
長野県全域

建設政策課

長野県告示第303号

松本市長から、次のとおり測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成25年5月27日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類
公共測量(空中写真撮影)
- 2 作業期間
平成25年4月16日から平成25年11月29日まで
- 3 作業地域
松本市

建設政策課

長野県告示第304号

岡谷市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成25年5月27日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類
公共測量（空中写真撮影）
- 2 作業期間
平成25年4月18日から平成26年3月20日まで
- 3 作業地域
岡谷市

建設政策課

長野県告示第305号

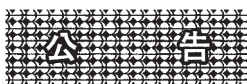
松本市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

平成25年5月27日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類
公共測量（道路台帳補正）
- 2 作業期間
平成24年8月1日から平成25年3月29日まで
- 3 作業地域
松本市

建設政策課



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成25年5月27日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成25年5月14日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人スペシャルオリンピックス日本・長野
- 3 代表者の氏名
伊澤 喜久子
- 4 主たる事務所の所在地
長野市鶴賀上千歳町1120-17
- 5 定款に記載された目的
この法人の事業は、米国ワシントン特別区の非営利法人である

「スペシャルオリンピックスインク（以下「エスオー国際本部」という）と特定非営利活動法人である「スペシャルオリンピックス日本（以下「エスオー日本」という）の定める使命と目的及び諸規則を規範として、長野県内に在住する知的発達障害のある人たち（以下「アスリート」という）とコーチ、ボランティアほか地域の人々が共に様々なオリンピック競技種目に準じた日常のスポーツトレーニングや競技会、レクリエーションに年間を通じて参加することにより、健康を増進し、勇気を奮い、喜びを感じ、家族や他のアスリート、ボランティア、そして地域の人々と才能・技能・友情を分かち合うことで、共に成長することを目的とする。そしてこの事業を継続的に提供しながら、その普及と拡大を図るものとする。

県民協働・NPO課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成25年5月27日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成25年5月16日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人岡谷市手をつなぐ育成会
- 3 代表者の氏名
宮坂 昌志
- 4 主たる事務所の所在地
岡谷市郷田二丁目1番52号
- 5 定款に記載された目的

この法人は、障害をもつ人々に対して、多様な福祉サービスを、その障害者の意向を尊重して、総合的に提供できるよう創意工夫することにより、障害者が個人の尊厳を保持しつつ、いかなる障害も克服して地域の中で生活していけるよう支援し育成することに努めるものとする。

県民協働・NPO課